

水 大 第 1628 号
令和 8 年 7 月 28 日

AMP12 合同会社

AMP1 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



姫路書写ソーラーパークに係る早期段階環境配慮書に関する知事意見書
について（送付）

令和 8 年 6 月 29 日付けで提出のあった標記の早期段階環境配慮書について、環境
影響評価に関する条例（平成 9 年 3 月 27 日条例第 6 号）第 7 条の 4 第 1 項の規定に
より、知事意見書を別添のとおり作成しましたので、送付します。

なお、住民及び想定地域の市長からの意見にも適切に対応されたい。

知事意見書

AMP12 合同会社

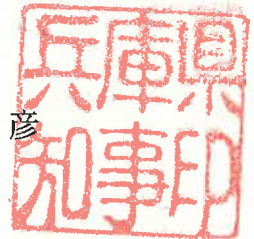
AMP1 一般社団法人

職務執行者 中垣 光博

姫路書写ソーラーパークに係る早期段階環境配慮書に関する知事意見は下記のとおりである。

令和8年7月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦



記

標記事業の早期段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、AMP12 合同会社が、姫路市内で面積約 115ha の太陽電池発電所を新設するもので、ゴルフ場の敷地を転用し新たな土地の造成は原則実施せず、伐採面積の最小化等により、周辺環境との調和に最大限に配慮するなど、地域との共生を図る計画としている。また、事業を通じて安定的かつ効率的な再生可能エネルギーの普及及び温室効果ガス削減に寄与することを目的としている。

しかしながら、広大な敷地に多数の太陽光パネルの設置を行うことから、工事の実施及び施設の供用により地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の策定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した早期段階配慮事項への配慮はもとより、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 事業計画の決定にあたり、可能な限り高効率の太陽光パネルの採用及び効率的な配置方法の選定、太陽光パネル設置範囲や資機材の低減、土地改変の最小化に努め、

より環境影響を低減すること。また、環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）には、太陽光パネルの規模及び配置並びに工事の実施内容等の事業計画を具体的に記載すること。

- (2) 事業計画の決定にあたり、太陽光パネルの設置及び供用によりその下部や周囲の植生が裸地化する可能性や、除草により粉砕された植物片が排水路を詰まらせる可能性を考慮し、適切な排水計画を採用すること。また、裸地化により植物、動物、生態系への影響が懸念されることから、これを考慮した調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 事業計画の決定にあたり、事業実施想定地域周辺に住居等が存在することから、事業実施による環境影響を低減するよう配慮すること。
- (4) コース間の区切りの樹木の伐採を最小限に抑えること。また、残置森林として保全する区域を概要書以降に明記すること。
- (5) 事業実施想定地域及びその周辺において、本事業に起因する斜面の崩落や土砂の流出等の問題が生じないように、防災対策を確実に実施すること。加えて、設備の管理不備による火災が発生しないよう、安全対策を確実に実施すること。
- (6) 災害等によって大量の破損パネルが発生した場合、保管及び処理の方法によっては敷地外へのパネルの流出や感電等の事故が懸念されることから、適切な対応計画を作成すること。
- (7) 事業終了後、環境影響が生じないように当該設備を確実に撤去すること。また、土地所有者等とも連携し、事業終了後の跡地利用に応じ、必要な緑化等が適正に行われるよう配慮すること。
- (8) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うこと。
- (9) 配慮書、概要書等のインターネットでの公表について、縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。
- (10) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）を踏まえ、調査及び予測方法の選定並びに環境保全目標の設定を行うこと。

2 個別的事項

(1) 水質汚濁

事業計画の決定にあたり、事業実施想定地域周辺には農用地区域が分布しており、放流先の河川は農業用水等の水源としての利用が考えられるため、工事中及び供用後ともに濁水の発生による水質への環境影響が生じないように、排水施設の処理能力や維持管理方法等を適切に検討すること。

(2) 植物、動物、生態系

ア 事業実施想定地域及びその周辺では、ナガエツルノゲイトウも含めた侵略的外来種が存在する可能性があることから、これらを含めた調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施にあたり、搬入車両等に付着して外来種が持ち込まれないよう十分な配慮を行うこと。

イ 造成等の施工による一時的な影響及び施設の存在に伴う動物への影響について、適切な調査期間・頻度、調査地域を選定すること。特に鳥類は、事業実施想定地域周辺も含めた調査を適切に実施すること。

(3) 景観

ア 施設の存在に伴う景観への影響について、主要な眺望点からの可視範囲を考慮し、特に書写山から太陽光パネルが視認されない配置計画となるよう配慮すること。

イ 事業計画の決定にあたり、太陽光パネルの色調の配慮や敷地内の植栽の検討を行うなど、近畿自然歩道等の身近な視点場を含め、景観に配慮すること。

ウ 施設の存在に伴う景観への影響について、植生の有無により可視範囲が変化することから、これを考慮した調査、予測及び評価を行うこと。また、概要書以降の図書では、必要に応じて縮尺が大きい地図や、断面図を活用し、理解しやすい資料にすること。

